

「フルハーネス型墜落制止用器具使用作業特別教育」のご案内

平素より当協会の事業運営について格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

労働安全衛生法第59条第3項では事業者は危険又は有害な業務で、法令で定めるものに労働者をつかせるときは、その業務に関する安全又は衛生のための特別教育を行わなければなりません。

平成31年2月1日に労働安全衛生規則が改正され第36条第41号に「高さが二メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（前号に掲げる業務を除く。）が特別教育の対象に追加されましたので当協会では「フルハーネス型墜落制止用器具使用作業特別教育」を下記により開催いたします。是非この機会に受講いただきたくご案内申し上げます。

記

1. 日時・会場

日時	科目	会場
令和8年4月22日（水） 9時00分～16時00分	学科 実技	新潟市秋葉区文化会館（練習室1） 新潟市秋葉区新栄町4番23号 TEL 0250-25-3301

<※多少遅れる場合は、会場に電話を入れて下さい>

2. 定員 40名（定員になり次第締め切ります）

3. 特別教育の内容

	学 科 科 目	時間
I	作業に関する知識	1時間
II	墜落制止器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ）に関する知識	2時間
III	労働災害の防止に関する知識	1時間
IV	関係法令	0.5時間
	実 技 科 目	
V	墜落制止用器具の使用方法等	1.5時間

4. 受講料 会員 9,000円（非会員 12,000円）

※ 受講料には、テキスト代を含みます。

5. 申込期限 令和8年4月9日（木）

6. 申込方法 申込書と振込書の写しをFAX又は郵送で送ってください。

受講番号はFAX等でお知らせいたしますので、TEL・FAX番号を必ず記載してください。
受講料は下記口座にお振込下さい。

○ 振込先 （一社）新津労働基準協会 第四北越銀行 新津支店(普)0331019

○ 申込先 〒956-0864 新潟市秋葉区新津本町4-18-12 （一社）新津労働基準協会

(TEL 0250-22-6852 FAX 0250-22-6310)

7. その他
- (1) 全課程受講者には講習会終了後、修了証を交付します。
 - (2) 当協会は労働局長登録教習機関でないため「建設労働者確保育成助成金」の対象になりませんので予めご了承ください。
 - (3) 当日は筆記用具、作業靴、昼食（外食可）を持参してください。
 - (4) 可能な方は、現在使用中のフルハーネス型墜落制止用器具を持参ください。

令和8年4月22日受講

「フルハーネス型墜落制止用器具使用作業特別教育」受講申込書

(会員 ・ 非会員) 該当を○で囲む		TEL	()
※県内のいずれかの労働基準協会会員は会員とみなします		FAX	()
事業所名		業種	
所在地	〒		
受付番号 (記入不要)	(ふりがな) 受講者氏名	生年月日	
※		昭 ・ 平 年 月 日生	
※		昭 ・ 平 年 月 日生	
※		昭 ・ 平 年 月 日生	
※		昭 ・ 平 年 月 日生	
※		昭 ・ 平 年 月 日生	
※受講番号の欄は当協会で使用しますので記入しないでください。			

上記のとおり申し込みます。

(一社) 新津労働基準協会 会長 殿

令和 年 月 日

申込責任者：



※当日のキャンセルは一切払戻いたしません。締切日以降のキャンセル料は受講料の3割をいただきますので予めご了承ください。受講者の変更は前日までに連絡下されば、可能です。

※個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、講習会の実施及び修了証の管理以外には使用いたしません。